

### 金融円滑化法の期限到来後の貸付条件の変更等の対応状況について

金融円滑化法の期限到来後も引続き条件変更等のご相談に取り組んでおります。取組み状況についてご報告いたします。

○中小企業者への貸付条件の変更等の対応状況について

・貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が中小企業者である場合）

（単位：件）

	H25年 9月末	H25年 12月末	H26年 3月末	H26年 6月末	H26年 9月末	H26年 12月末	H27年 3月末	H27年 6月末	H27年 9月末	H28年 3月末	H28年 9月末	H29年 3月末	H29年 9月末	H30年 3月末	H31年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	566	580	589	610	625	634	647	656	668	683	707	720	750	772	848
うち、実行に係る貸付債権の数	523	540	549	564	585	588	601	603	621	635	655	672	702	724	800
うち、謝絶に係る貸付債権の数	7	7	9	10	10	10	10	13	13	13	13	13	14	14	14
うち、審査中の貸付債権の数	7	4	2	7	1	5	3	7	1	2	5	1	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	29	29	29	29	29	31	33	33	33	33	34	34	34	34	34

※1. 本表は平成21年12月4日から各期末までに申込みを受けた貸付の条件の変更等の貸付債権の累計額を記載したものであり、中小企業円滑化法が終了した平成25年4月1日以降の申込みを受けた貸付の条件変更等の貸付債権の件数が含まれています。

※2. 謝絶には、申込み日より3ヶ月を経過したものの、継続審査中である「みなし謝絶」を含んでおります。

※3. 平成27年9月までは四半期毎の係数を記載していましたが、平成28年3月からは半期毎の計数を記載しています。

○住宅資金借入者への貸付条件の変更等の対応状況について

・貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：件）

	H25年 9月末	H25年 12月末	H26年 3月末	H26年 6月末	H26年 9月末	H26年 12月末	H27年 3月末	H27年 6月末	H27年 9月末	H28年 3月末	H28年 9月末	H29年 3月末	H29年 9月末	H30年 3月末	H31年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	35	36	38	40	42	42	43	44	44	44	45	45	46	46	48
うち、実行に係る貸付債権の数	34	34	36	36	38	38	38	39	39	39	40	40	41	41	43
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	2	2	2	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4

- ※1. 本表は平成21年12月4日から各期末までに申込みを受けた貸付の条件の変更等の貸付債権の累計額を記載したものであり、  
中小企業円滑化法が終了した平成25年4月1日以降の申込みを受けた貸付の条件変更等の貸付債権の件数が含まれています。
- ※2. 謝絶には、申込日より3ヶ月を経過したものの、継続審査中である「みなし謝絶」を含んでおります。
- ※3. 平成27年9月までは四半期毎の係数を記載していましたが、平成28年3月からは半期毎の計数を記載しています。